



平成 27 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 神姫バス株式会社  
代表者名 取締役社長 長尾 真  
(コード番号 9083 東証第 2 部)  
問合せ先 企画部長 横山忠昭  
(TEL 079 - 223 - 1247)

兵庫県宍粟市の公共交通再編に伴う当社株主乗車証等（株主優待）の利用可能エリアについて

兵庫県宍粟市の公共交通は、現在当社のグループ会社が運行する路線バスと宍粟市の自家用有償旅客運送等により、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。しかしながら、マイカーの普及や少子化の進展により利用者が減少し、その影響で便数、運行時間帯などのサービス水準が低下し利用者の利便性が損なわれています。また、市域が広大であるため、公共交通でカバー出来ない交通空白地域が多く点在し、高齢者など移動手段をお持ちでない方の外出機会が失われているため、早急な対策が求められています。

そこで、宍粟市および運行事業者等で構成された宍粟市地域公共交通会議では、将来を見据えた持続可能な公共交通として、平成 27 年 11 月 2 日（月）から当社グループのバス路線に代わり、市内全域をコミュニティバス化することを決定しました。これにより同市内のバス路線は大幅に拡充され、運賃も一律 200 円（但し、一部路線を除く）となります。これを受けて、宍粟市は上記内容を平成 27 年 9 月 11 日付けでプレスリリースしております。

当社の株主乗車証、株主乗車券、乗合バス運賃半額割引券（以下、株主乗車証等と言います）を同市内で利用されている方におかれましては、今回のコミュニティバス化に伴い、他のエリアでのコミュニティバス同様、同市内での株主乗車証等のご利用が出来なくなります。但し、平成 27 年 9 月 30 日の当社株主名簿に記載された株主の方は、平成 28 年 6 月 15 日まではご利用頂けます。なお、山崎～姫路線と山崎高校～山崎～ダイセル線については、今後も引き続きご利用頂けます。

当該エリアで当社株主乗車証等をご利用の株主の皆様におかれましては、ご不便をおかけ致しますが、事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（ご参考）当社株主乗車証等の贈呈ルール

ご所有株式数	ご優待内容	平成 27 年 9 月 30 日の当社株主名簿に記載された株主のご利用可能期間
10,000 株以上	株主乗車証または株主乗車券	平成 27 年 12 月 16 日から 平成 28 年 6 月 15 日まで
1,000 株以上 10,000 株未満	乗合バス運賃半額割引券	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで

【本件に関するお問合せ先】

神姫バス株式会社 総務部総務課 TEL 079-223-1241

以 上